




「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和3年3月30日




「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正				
1	P90	第7章 特定技能所属機関 に関する届出 ○4つ目	○ 本章に定める届出は、届出書及び必要な添付資料を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行う必要 があります(令和3年2月19日時点において、これらの 届出をインターネットで行うことはできません。インター ネットによる届出が可能となる時期については、今後、出 入国在留管理庁ホームページでお知らせします。)	○ 本章に定める届出は、届出書及び必要な添付資料 を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行って ください。 また、同届出は、インターネットを介して行うこ ともできます。インターネットを介して行う場合は、 「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在 留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、 届出を行ってください。 なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです(令和 3年4月1日から利用開始。)				
2	P90	別表(「出入国在留 管理庁電子届出シ ステム」ポータルサイ ト	(新設)	<table border="1"><thead><tr><th>URL</th><th>QR コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html</td><td></td></tr></tbody></table>	URL	QR コード	http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html	
URL	QR コード							
http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html								

3	P91—92	<p>第1節 特定技能雇用契約に関する届出</p> <p>第1 契約変更の届出別表(特定技能雇用契約の変更関係)Ⅱ欄</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="705 119 757 874">Ⅱ</td> <td data-bbox="757 119 1070 874"> <p>就業の場所</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1—6号) <p><右記②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別冊(分野別)を参照 <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣計画書(参考様式第1—12号) ・就業条件明示書の写し(参考様式第1—13号) ・派遣先の概要書(参考様式第1—14又は1—15号) ・労働者派遣契約書 ・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料 ＊第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を参照 ・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対象の書類 </td> <td data-bbox="1070 119 1404 874"> <p>①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。)</p> <p>②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、自動車整備、航空、宿泊、外食業)。</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合には届出が必要</p> </td> </tr> </table>	Ⅱ	<p>就業の場所</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1—6号) <p><右記②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別冊(分野別)を参照 <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣計画書(参考様式第1—12号) ・就業条件明示書の写し(参考様式第1—13号) ・派遣先の概要書(参考様式第1—14又は1—15号) ・労働者派遣契約書 ・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料 ＊第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を参照 ・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対象の書類 	<p>①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。)</p> <p>②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、自動車整備、航空、宿泊、外食業)。</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合には届出が必要</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1422 119 1473 874">Ⅱ</td> <td data-bbox="1473 119 1787 874"> <p>就業の場所</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1—6号) <p><右記②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別冊(分野別)を参照 <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣計画書(参考様式第1—12号) ・就業条件明示書の写し(参考様式第1—13号) ・派遣先の概要書(参考様式第1—14又は1—15号) ・労働者派遣契約書 ・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料 ＊第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を参照 ・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対象の書類 </td> <td data-bbox="1787 119 2121 874"> <p>①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。)</p> <p>②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、宿泊、外食業)。</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合には届出が必要</p> </td> </tr> </table>	Ⅱ	<p>就業の場所</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1—6号) <p><右記②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別冊(分野別)を参照 <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣計画書(参考様式第1—12号) ・就業条件明示書の写し(参考様式第1—13号) ・派遣先の概要書(参考様式第1—14又は1—15号) ・労働者派遣契約書 ・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料 ＊第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を参照 ・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対象の書類 	<p>①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。)</p> <p>②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、宿泊、外食業)。</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合には届出が必要</p>																						
Ⅱ	<p>就業の場所</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1—6号) <p><右記②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別冊(分野別)を参照 <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣計画書(参考様式第1—12号) ・就業条件明示書の写し(参考様式第1—13号) ・派遣先の概要書(参考様式第1—14又は1—15号) ・労働者派遣契約書 ・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料 ＊第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を参照 ・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対象の書類 	<p>①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。)</p> <p>②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、自動車整備、航空、宿泊、外食業)。</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合には届出が必要</p>																														
Ⅱ	<p>就業の場所</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1—6号) <p><右記②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別冊(分野別)を参照 <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣計画書(参考様式第1—12号) ・就業条件明示書の写し(参考様式第1—13号) ・派遣先の概要書(参考様式第1—14又は1—15号) ・労働者派遣契約書 ・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料 ＊第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を参照 ・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対象の書類 	<p>①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。)</p> <p>②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、宿泊、外食業)。</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合には届出が必要</p>																														
4	P100	<p>第3節 登録支援機関との委託契約に関する届出</p> <p>第2 契約変更の届出別表(支援委託契約の変更関係)第4欄</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>変更事項</th> <th>添付書類</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="705 954 757 1050">第4欄</td> <td data-bbox="757 954 869 1050">委託する支援業務(1号特定技能外国人支援計画の全部であること)</td> <td data-bbox="869 954 1093 1050">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)</td> <td data-bbox="1093 954 1404 1050">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第4欄を変更した場合は届出が必要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="705 1209 757 1305">第5欄</td> <td data-bbox="757 1209 869 1305">委託料</td> <td data-bbox="869 1209 1093 1305">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)</td> <td data-bbox="1093 1209 1404 1305">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第5欄を変更した場合は届出が必要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="705 1305 757 1401">第6欄</td> <td data-bbox="757 1305 869 1401">契約期間</td> <td data-bbox="869 1305 1093 1401">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)</td> <td data-bbox="1093 1305 1404 1401">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要</td> </tr> </tbody> </table>	項番	変更事項	添付書類	特記事項	第4欄	委託する支援業務(1号特定技能外国人支援計画の全部であること)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第4欄を変更した場合は届出が必要	第5欄	委託料	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第5欄を変更した場合は届出が必要	第6欄	契約期間	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>変更事項</th> <th>添付書類</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1422 954 1473 1050">第5欄</td> <td data-bbox="1473 954 1585 1050">委託料</td> <td data-bbox="1585 954 1809 1050">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)</td> <td data-bbox="1809 954 2121 1050">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第5欄を変更した場合は届出が必要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1422 1050 1473 1145">第6欄</td> <td data-bbox="1473 1050 1585 1145">契約期間</td> <td data-bbox="1585 1050 1809 1145">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)</td> <td data-bbox="1809 1050 2121 1145">・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要</td> </tr> </tbody> </table>	項番	変更事項	添付書類	特記事項	第5欄	委託料	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第5欄を変更した場合は届出が必要	第6欄	契約期間	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要
項番	変更事項	添付書類	特記事項																													
第4欄	委託する支援業務(1号特定技能外国人支援計画の全部であること)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第4欄を変更した場合は届出が必要																													
第5欄	委託料	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第5欄を変更した場合は届出が必要																													
第6欄	契約期間	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要																													
項番	変更事項	添付書類	特記事項																													
第5欄	委託料	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第5欄を変更した場合は届出が必要																													
第6欄	契約期間	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1—25号)	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要																													
5	P100	【確認対象の書類】	・支援委託契約に係る届出書(参考様式第3—3号)	・支援委託契約に係る届出書(参考様式第3—3号)																												

				・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）				
6	P100-101	【留意事項】	<p>○ 登録支援機関へ委託する業務が1号特定技能外国人支援計画の一部となる場合には、特定技能所属機関自らが適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に関する基準に適合することが求められることに留意してください（詳細については第5章第2節第2を参照してください。）。</p> <p>○ 上記別表の項番第4欄について変更を行う場合は、1号特定技能外国人支援計画も変更となることから、併せて支援計画変更に係る届出書（参考様式第3-2号）を提出しなければなりません（詳細については、前記第2節別表の項番Ⅳを参照してください。）。</p>	<p>○ 登録支援機関へ委託する業務が1号特定技能外国人支援計画の一部となる場合には、特定技能所属機関自らが適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に関する基準に適合することが求められることに留意してください（詳細については第5章第2節第2を参照してください。）。</p>				
7	P137	第9章第2節 登録支援機関に関する届出等 ○1つ目	（新設）	<p>○ 本節に定める届出は、届出書及び必要な添付書類を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。</p> <p>また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください。</p> <p>なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです（令和3年4月1日から利用開始。）。</p>				
8	P137	別表（「出入国在留管理庁電子届出システム」ポータルサイト	（新設）	<table border="1"> <tr> <td>URL</td> <td>QRコード</td> </tr> <tr> <td>http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html</td> <td></td> </tr> </table>	URL	QRコード	http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html	
URL	QRコード							
http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html								

9	別紙2	届出一覧表(特定技能所属機関(2の1))	<p style="text-align: center;">届出一覧表(特定技能所属機関(2の1)) <別紙2></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>様式</th> <th>届出先</th> <th>方法</th> <th>期限</th> <th>特記事項・留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)</td> <td rowspan="5">特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局</td> <td rowspan="5">持参又は郵送</td> <td rowspan="5">事由発生日から14日以内</td> <td>・特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-2号)</td> <td>・1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)</td> <td>・支援委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)</td> <td>・特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第4節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書(参考様式第3-5号)</td> <td>・特定技能外国人について、不正行為(残業代等資金の不払、暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反など)があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第5節を参照すること。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点	1	特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	持参又は郵送	事由発生日から14日以内	・特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参照すること。	2	支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-2号)	・1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照すること。	3	支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)	・支援委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参照すること。	4	受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)	・特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第4節を参照すること。	5	出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書(参考様式第3-5号)	・特定技能外国人について、不正行為(残業代等資金の不払、暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反など)があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第5節を参照すること。	<p style="text-align: center;">届出一覧表(特定技能所属機関(2の1)) <別紙2></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>様式</th> <th>届出先</th> <th>方法</th> <th>期限</th> <th>特記事項・留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)</td> <td rowspan="5">特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局</td> <td rowspan="5">持参、郵送又はインターネット</td> <td rowspan="5">事由発生日から14日以内</td> <td>・特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-2号)</td> <td>・1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)</td> <td>・支援委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)</td> <td>・特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第4節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書(参考様式第3-5号)</td> <td>・特定技能外国人について、不正行為(残業代等資金の不払、暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反など)があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第5節を参照すること。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点	1	特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	持参、郵送又はインターネット	事由発生日から14日以内	・特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参照すること。	2	支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-2号)	・1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照すること。	3	支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)	・支援委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参照すること。	4	受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)	・特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第4節を参照すること。	5	出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書(参考様式第3-5号)	・特定技能外国人について、不正行為(残業代等資金の不払、暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反など)があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第5節を参照すること。
種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点																																															
1	特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	持参又は郵送	事由発生日から14日以内	・特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参照すること。																																															
2	支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-2号)				・1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照すること。																																															
3	支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)				・支援委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参照すること。																																															
4	受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)				・特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第4節を参照すること。																																															
5	出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書(参考様式第3-5号)				・特定技能外国人について、不正行為(残業代等資金の不払、暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反など)があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第5節を参照すること。																																															
種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点																																															
1	特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	持参、郵送又はインターネット	事由発生日から14日以内	・特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参照すること。																																															
2	支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-2号)				・1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照すること。																																															
3	支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)				・支援委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参照すること。																																															
4	受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)				・特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第4節を参照すること。																																															
5	出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書(参考様式第3-5号)				・特定技能外国人について、不正行為(残業代等資金の不払、暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反など)があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第5節を参照すること。																																															
10	別紙2	届出一覧表(特定技能所属機関(2の2))	<p style="text-align: center;">届出一覧表(特定技能所属機関(2の2)) <別紙2></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>様式</th> <th>届出先</th> <th>方法</th> <th>期限</th> <th>該当事例・留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>受入れ状況に係る届出書(参考様式第3-6号)</td> <td rowspan="3">特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局</td> <td rowspan="3">持参又は郵送</td> <td rowspan="3">翌四半期の初日から14日以内</td> <td>・受け入れている特定技能外国人ごとに「特定技能」の活動を行った日数、場所及び従事した業務の内容等について届出が必要。 ・支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)と併せて提出すること。 ・詳細については、本要領第7章第6節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)</td> <td>・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について届出が必要。 ・支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は届出不要。 ・詳細については、本要領第7章第7節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)</td> <td>・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参考様式第3-8号別紙、預金口座等への振込状況を含む。)、離職者数、行方不明者数、社会保険の加入状況及び労働保険の適用状況等について届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第8節を参照すること。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点	1	受入れ状況に係る届出書(参考様式第3-6号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	持参又は郵送	翌四半期の初日から14日以内	・受け入れている特定技能外国人ごとに「特定技能」の活動を行った日数、場所及び従事した業務の内容等について届出が必要。 ・支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)と併せて提出すること。 ・詳細については、本要領第7章第6節を参照すること。	2	支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)	・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について届出が必要。 ・支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は届出不要。 ・詳細については、本要領第7章第7節を参照すること。	3	活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)	・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参考様式第3-8号別紙、預金口座等への振込状況を含む。)、離職者数、行方不明者数、社会保険の加入状況及び労働保険の適用状況等について届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第8節を参照すること。	<p style="text-align: center;">届出一覧表(特定技能所属機関(2の2)) <別紙2></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>様式</th> <th>届出先</th> <th>方法</th> <th>期限</th> <th>該当事例・留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>受入れ状況に係る届出書(参考様式第3-6号)</td> <td rowspan="3">特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局</td> <td rowspan="3">持参、郵送又はインターネット</td> <td rowspan="3">翌四半期の初日から14日以内</td> <td>・受け入れている特定技能外国人ごとに「特定技能」の活動を行った日数、場所及び従事した業務の内容等について届出が必要。 ・支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)と併せて提出すること。 ・詳細については、本要領第7章第6節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)</td> <td>・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について届出が必要。 ・支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は届出不要。 ・詳細については、本要領第7章第7節を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)</td> <td>・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参考様式第3-8号別紙、預金口座等への振込状況を含む。)、離職者数、行方不明者数、社会保険の加入状況及び労働保険の適用状況等について届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第8節を参照すること。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点	1	受入れ状況に係る届出書(参考様式第3-6号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	持参、郵送又はインターネット	翌四半期の初日から14日以内	・受け入れている特定技能外国人ごとに「特定技能」の活動を行った日数、場所及び従事した業務の内容等について届出が必要。 ・支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)と併せて提出すること。 ・詳細については、本要領第7章第6節を参照すること。	2	支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)	・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について届出が必要。 ・支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は届出不要。 ・詳細については、本要領第7章第7節を参照すること。	3	活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)	・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参考様式第3-8号別紙、預金口座等への振込状況を含む。)、離職者数、行方不明者数、社会保険の加入状況及び労働保険の適用状況等について届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第8節を参照すること。												
種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点																																															
1	受入れ状況に係る届出書(参考様式第3-6号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	持参又は郵送	翌四半期の初日から14日以内	・受け入れている特定技能外国人ごとに「特定技能」の活動を行った日数、場所及び従事した業務の内容等について届出が必要。 ・支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)と併せて提出すること。 ・詳細については、本要領第7章第6節を参照すること。																																															
2	支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)				・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について届出が必要。 ・支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は届出不要。 ・詳細については、本要領第7章第7節を参照すること。																																															
3	活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)				・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参考様式第3-8号別紙、預金口座等への振込状況を含む。)、離職者数、行方不明者数、社会保険の加入状況及び労働保険の適用状況等について届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第8節を参照すること。																																															
種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点																																															
1	受入れ状況に係る届出書(参考様式第3-6号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	持参、郵送又はインターネット	翌四半期の初日から14日以内	・受け入れている特定技能外国人ごとに「特定技能」の活動を行った日数、場所及び従事した業務の内容等について届出が必要。 ・支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)と併せて提出すること。 ・詳細については、本要領第7章第6節を参照すること。																																															
2	支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)				・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について届出が必要。 ・支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は届出不要。 ・詳細については、本要領第7章第7節を参照すること。																																															
3	活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)				・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参考様式第3-8号別紙、預金口座等への振込状況を含む。)、離職者数、行方不明者数、社会保険の加入状況及び労働保険の適用状況等について届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第8節を参照すること。																																															

11

別紙3

届出一覧表(登録支援機関)

届出一覧表 (登録支援機関) <別紙3>
Table with 6 columns: 種別, 様式, 届出先, 方法, 期限, 該当事例・留意点. Rows include 1 (登録事項変更), 2 (支援業務の休止), 3 (支援業務の再開), 4 (支援実施状況).

届出一覧表 (登録支援機関) <別紙3>
Table with 6 columns: 種別, 様式, 届出先, 方法, 期限, 該当事例・留意点. Rows include 1 (登録事項変更), 2 (支援業務の休止), 3 (支援業務の再開), 4 (支援実施状況).

12

参考様式
第3-8号
別紙

特定技能外国人に
対する報酬の支払い
状況

参考様式第3-8号(別紙)

特定技能外国人に対する報酬の支払状況

Table with 6 columns: No, 該当月, 基本給額, 支給総額, 法定控除額, 法定外控除額. Rows 1-5 show monthly payment data for specific skill foreigners.

(注) 1 受入状況に係る届出書(参考様式第3-6号)に記載の「No」欄に対応する特定技能外国人について記載する。
2 別添として、特定技能外国人及び比較対象となる日本人労働者(いない場合は、同一の業務に従事する従業員)に係る報酬額を明らかにする資料(賃金台帳等)を添付すること。
3 該当する記載欄がない場合は、適宜2枚目のシートを編集した上で使用して差し支えない。

参考様式第3-8号(別紙)

特定技能外国人に対する報酬の支払状況

Table with 6 columns: No, 該当月, 基本給額及び最低賃金の対象となる該当労働者の合計額(円), 支給総額, 法定控除額, 法定外控除額. Rows 1-5 show monthly payment data for specific skill foreigners.

(注) 1 受入状況に係る届出書(参考様式第3-6号)に記載の「No」欄に対応する特定技能外国人について記載する。
2 特定技能外国人及び比較対象となる日本人労働者(いない場合は、同一の業務に従事する従業員)に係る報酬額を明らかにする資料(賃金台帳等)を添付すること。

13

参考様式
第3-8号
別紙

特定技能外国人に
対する報酬の支払い
状況

No	該当月	基本給額	支給総額	法定控除額	法定外控除額	当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象とした従業員
6	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
7	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
8	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
9	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
10	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
11	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	

No	該当月	基本給額及び最低賃金の対象となる請求手当給額の合計額	支給総額	法定控除額	法定外控除額	当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象とした従業員
6	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
7	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
8	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
9	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
10	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	
11	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいる (日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない
	月	円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業種に就業する従業員の賃金台帳写し等を添付)
	合計	円	円	円	円	

(注) 1 該当する記載欄が足りない場合は、適宜2枚目のシートを編みした上で使用して差し支えない。